

(目的)

第1条 この規程は、助産師又は看護師（以下「看護職員」という。）を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者で、将来桑名市総合医療センターが運営する病院（以下これらを「病院」という。）において看護職員の業務（以下「業務」という。）に従事しようとするものに対し修学資金を貸与することにより、これらの者の修学を容易にし、もって病院における看護業務の充実に資することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 修学資金の貸与の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する養成施設に在学する者で、将来病院において業務に従事しようとするものとする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した助産師養成所
- (2) 法第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した看護師養成所

(貸与の人員)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者の数は、毎年度予算の範囲内で理事長が定める。

(貸与の方法)

第4条 修学資金は、貸与の決定の際に定める月から在学している養成施設を卒業する日の属する月までの間（正規の修業期間に限る。）毎月5万円を無利息で貸与するものとする。

2 病院に在職しながら養成施設に在学する者の貸与額は、別に定めるところによる。

(貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、看護職員修学資金申請書（様式第1号）に履歴書、身体検査書その他必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定及び通知)

第7条 理事長は、第5条の看護職員修学資金申請書を受理したときは、書類審査、面接等によりその適否を決定し、看護職員修学資金決定通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

2 修学資金の貸与の決定を受けた者は、誓約書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(貸与の取消し等)

第8条 理事長は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事実の生じた日の属する月からその貸与を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (4) 申請書に虚偽の記載をし、又は不正の手段によって修学生となったとき。
 - (5) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - (6) 性行又は学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 理事長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を停止するものとする。
- 3 修学生は、当該貸与を辞退しようとするときは、看護職員修学資金申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、修学資金の貸与の決定を取り消し、又は停止したときは、看護職員修学資金決定通知

書（様式第2号）により当該修学生に通知するものとする。

（借用証書）

第9条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金の全額について、直ちに借用証書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 前条第1項の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。

（返還）

第10条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その理由の生じた日から起算して30日以内に、すでに貸与を受けた修学資金の全額を、原則として修学生本人又は連帯保証人が一括返還しなければならない。

- (1) 第8条第1項の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得しなかったとき。
- (3) 看護職員の免許を取得した後、直ちに病院において業務に従事しなかったとき。
- (4) 看護職員の免許を取得した後、直ちに病院において業務に従事したが、貸与を受けた期間に相当する期間以内に業務に従事しなくなったとき。

（返還明細書）

第11条 前条の規定により修学資金を返還しなければならない者は、その理由の生じた日から起算して20日以内に看護職員修学資金返還明細書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

（返還の方法）

第12条 返還に当たっては、地方独立行政法人桑名市総合医療センター会計規程（平成21年10月1日制定）の定めるところにより所定の期日までに納付しなければならない。

（返還の猶予）

第13条 理事長は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により修学資金の貸与を取り消された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- (2) 当該養成施設を卒業後、他の養成施設に在学しているとき。
- (3) 疾病、災害その他やむを得ない理由があるとき。

（返還の当然免除）

第14条 理事長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した修学資金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得した後、直ちに修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間病院において業務に従事したとき。ただし、疾病、災害その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった場合には、当該期間は、業務の従事した期間には算入しないものとする。
- (2) 前号に規定する期間中又は前号ただし書に規定する期間中に業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（返還の裁量免除）

第15条 第10条第5号の規定により修学資金の返還を要するときは、次の各号に定めるところによりその一部を免除することができる。

- (1) 一部免除の額は、病院において業務に従事した期間を貸与を受けた期間に相当する期間で除して得た数値を、修学資金の未返還額に乗じて得た額とする。
 - (2) 前号の業務に従事した期間の計算は、月数によるものとし、業務に従事した初めの日の属する月から業務に従事しなくなった日の属する月まで算入する。
- 2 前条第2号に規定する場合を除くほか、理事長は、修学資金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の故障のため業務に従事することができなくなったときは、当該修学資金のうち返還の期日が到来していないものについて、返還の全部又は一部を免除することができる。

（免除等の申請）

第16条 前3条の規定により修学資金の返還の猶予又は免除を受けようとする者は、看護職員修学資金申請書（様式第1号）にその理由を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(免除の決定及び通知)

第17条 理事長は、前条の看護職員修学資金申請書を受理したときは、書類審査、面接等によりその適否を決定し、看護職員修学資金決定通知書(様式第2号)によりその結果を通知するものとする。

(延滞利息)

第18条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を期限までに返還しなかったときは、当該期限の翌日から返還のあった日までの期間の日数に応じ、延滞額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(届出)

第19条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、10日以内にその旨を理事長に届けなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。
- (4) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (5) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (6) 復学したとき。
- (7) 卒業したとき。
- (8) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は死亡その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、桑名市病院事業運営規程等を廃止する規程(平成21年桑名市病院事業管理規程第3号)による廃止前の桑名市民病院看護職員修学資金貸与規程(平成19年桑名市病院事業管理規程第28号)の規定又は医療法人和心会の解散前の相当制度によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなし、その期間は通算する。

附 則(平成22年6月11日制定)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の地方独立行政法人桑名市総合医療センター看護職員修学資金貸与規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、改正後の看護職員修学資金貸与規程は、平成23年4月1日以後に、修学金の申請をした者について適用し、同日前に修学金の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則(平成24年5月23日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月28日制定)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、医療法人山本総合病院の解散前の相当制度によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなし、

その期間は通算する。

附 則（令和4年5月25日制定）

この規程は、令和4年6月1日から施行し、改正後の看護職員修学資金貸与規程は、令和4年6月1日以後に、修学金の申請をした者について適用し、同日前に修学金の申請をした者については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条、第8条、第16条関係）

看護職員修学資金申請書

年 月 日

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

申請者氏名

印

地方独立行政法人桑名市総合医療センター看護職員修学資金貸与規程の規定により、次のとおり申請します。

申請目的	貸与 辞退 返還猶予 返還免除			
申請に関する期間	年 月から 年 月まで			
本人	現住所			
	ふりがな氏名			
	生年月日			
	在学している養成施設	名称	入学(入所) 年 月	年 月
		所在地	卒業予定 年 月	年 月
連帯保証人	上記の者が貸与を受ける看護職員修学資金については、本人と連帯して債務を負担します。			
	現住所			
	ふりがな氏名印	印	印	
	生年月日			
	職業			
本人との関係				
修学資金申請に関して考慮すべき事情				
添付書類	別紙のとおり			

様式第2号（第7条、第8条、第17条関係）

第 号
年 月 日

様

地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

印

看護職員修学資金決定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、次のとおり決定しましたので通知します。

通 知 内 容	貸 与 貸与取消 貸与停止 辞 退 返還猶予 返還免除
決 定 区 分	する しない
決 定 年 月 日	年 月 日
決 定 額	月 額 円 総 額 円
決 定 に 関 す る 期 間	年 月から 年 月まで
付 記	

様式第3号（第7条関係）

誓約書

私は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター看護職員修学資金貸与規程に基づく修学資金の貸与を受けるに当たり、同規程を遵守することを誓約します。

年 月 日

修学生氏名 印

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

様式第4号（第9条関係）

	収入印紙	
借用証書		
		円
上記金額を地方独立行政法人桑名市総合医療センター看護職員修学資金貸与規程に基づき		
月 日から	年 月 日までの修学資金として借用しました。	年
年 月 日		
	借受人 住所 氏名	印
	連帯保証人 住所 氏名	印
	連帯保証人 住所 氏名	印
(あて先) 地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長		

様式第5号（第11条関係）

看護職員修学資金返還明細書

1 返還金額 円

2 返還方法 一括返還

地方独立行政法人桑名市総合医療センター看護職員修学資金貸与規程に基づく返還金を上記のとおり返還します。

年 月 日

借受人 住所
氏名

印

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長